

19 高建管第 1 1 5 1 号
平成 20 年 3 月 2 5 日

土 木 部 各 課 長 様
海 洋 部 漁 港 課 長 様
土 木 部 各 出 先 機 関 長 様

土 木 部 長

土木設計等委託業務に係る指名選定の取扱いについて（通知）

公共工事の品質の確保を目指して、土木設計等の委託業務の指名選定にあたっては、技術力に優れた企業を公正かつ適正に選定するため、「測量・設計等委託業務に係る指名選定に関する取扱いについて（平成 17 年 8 月 1 日付け高建管第 270 号、土木部長通知）」で通知したところです。

このなかで、土木設計業務（計画業務を含む）の指名選定に関しては、配置技術者の資格要件等について試行してきました。

このたび、試行結果を踏まえて上記の土木部長通知を見直し、下記のとおり取扱いを定めましたので通知します。

この通知以外の指名選定に関する事項については、従来どおり「高知県建設工事指名競争入札参加者基準要綱」及び「管理技術者・照査技術者の資格要件の追加（変更）について（平成 1 4 年 3 月 2 0 日付け 1 3 高土企起第 9 5 号、土木企画課長通知）」に基づき取り扱います。

記

1 土木設計業務

別紙 1 の金額区分に応じた資格要件を有する技術者を管理・照査技術者として配置できる者を選定する。

この際には下記事項に留意してください。

（1）管理技術者・照査技術者の資格要件を設定する基準となる金額

土木設計業務と測量などの業務を複合して、発注した場合であっても、土木設計業務に係る金額とします。

別紙 2 の適用事例を参考にしてください。

（2）管理技術者・照査技術者に係る資格要件の設定の考え方

技術士等の技術部門や選択科目の選定については、幅広い分野の資格者を活用する観点から、業務の内容に応じて、複数の選択科目等を選定できることとします。

(3) 特記仕様書への明示

これまでどおり特記仕様書に資格要件等を明示してください。
別紙2の記載例を参考にしてください。

2 地質調査業務

請負対象金額が100万円以上の業務については、地質調査業者登録規程第2条の登録を受けている者を選定する。

3 適用年月日

平成20年4月1日以降に指名選定を行う委託業務に適用します。

4 その他

この通知にともない「測量・設計等委託業務に係る指名選定に関する取扱いについて(平成17年8月1日付け高建管第270号 土木部長通知)」及び「土木設計業務に係る指名選定の取扱いについて(平成18年12月6日付け高建管第636号 建設管理課長通知)」は廃止します。

5 問い合わせ先

建設管理課 契約担当(指名に関する事)又は設計基準担当(資格要件、特記仕様書に関する事)

[別紙 2]

1 適用事例

<事例 1 >

(1) 業務概要：

橋梁設計に一部測量等の業務を含む

橋梁の上下部工の設計 (400 万円) + 測量等 (200 万円) = 600 万円

(2) 管理技術者・照査技術者：

土木設計業務に係る金額は 400 万円ですので、別紙 1 でこの金額に該当する資格要件を設定する。

(3) 特記仕様書の記載例

第 条 管理技術者 (技術士の部門やRCCMの専門分野を複数選択したケース)

1 次のいずれかに該当する者。

技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号) による技術士とし、技術部門を建設部門又は総合技術監理部門 (選択科目を建設とする者に限る) とする。

社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ (RCCM) 資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM 登録簿」に登録されている者とし、専門部門を「土質及び基礎」又は「鋼構造及びコンクリート」又は「道路」とする。

建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号の口の規定により大臣が認定した者とし、専門部門を土質及び基礎」又は「鋼構造及びコンクリート」又は「道路」とする。

<事例 2 >

(1) 業務概要：橋梁設計 (1200 万円) + 測量等(200 万円) = 1400 万円

上下部工の設計で難易度は高いものとする。

(2) 管理技術者・照査技術者：

土木設計業務に係る金額は 1200 万円ですので、別紙 1 でこの金額に該当する資格要件を設定する。

(3) 特記仕様書の記載例

複数選択を適用するケースでは、上記の適用事例 1 のように資格要件を設定して、記載することができます。

第 条 管理技術者 (技術士の選択科目などを複数選択したケース)

1 次のいずれかに該当する者。

技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による技術士とし、次のいずれかの要件を満たす者とする。

（ア）建設部門で選択科目を「土質及び基礎」又は「鋼構造及びコンクリート」とする。

（イ）総合技術監理部門で選択科目を「建設で土質及び基礎」又は「建設で鋼構造及びコンクリート」とする。

社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM 登録簿」に登録されている者とし、専門部門を「土質及び基礎」又は「鋼構造及びコンクリート」とする。

建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を土質及び基礎」又は「鋼構造及びコンクリート」又とする。

2 参考

（1）業務の内容に応じた資格要件の事例について

対応可能と考えられる技術士の選択科目やシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）等の専門部門を事例として以下に示します。

道路計画：「道路」、内容によっては「都市及び地方計画」も可能

河川計画：「河川、砂防及び海岸・海洋」、多自然型川づくりといった観点から「建設環境」も可能

構造物の設計：対象の構造物に応じた選択科目や専門分野を指定する他に地盤条件によっては、「土質及び基礎」或いは技術士における「応用理学部門の地質」も可能

施工計画や仮設計画・設計：対象の構造物に応じた選択科目や専門分野を指定する他に「施工計画、施工設備及び積算」も可能

（2）技術士における総合技術監理部門の選択科目

平成 13 年度から新たに設けられたことから、土木設計に関する選択科目を別紙 3 に掲げますので、参考にしてください。

3 留意事項

ここに挙げた適用事例は、あくまでも参考であって、実際の業務の内容は様々ですので、業務の内容を吟味したうえで、それに相応した資格要件を選択して、指名選定や公募要件の設定を行ってください。

別紙1

土木設計管理技術者・照査技術者の資格要件新旧対照表

金額(注1)	資 格 要 件	
	改正	従前
200万円未満	技術上の管理を行うに必要な能力を有する者。	
200万円以上 ～ 500万円未満	次のいずれかに該当する者。 技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士とし、技術部門を建設部門又は当該業務に関連する部門に限定する。 社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者とし、業務の内容に応じて専門部門を限定する。 建設コンサルタント登録規程第3条第1号の口の規定により大臣が認定した者(部門)。 <u>(注2)</u>	技術上の管理を行うに必要な能力を有する者。
500万円以上	次のいずれかに該当する者。 技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士(部門等)とし、業務の内容に応じて選択科目を限定する。 社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者とし、業務の内容に応じて専門部門を限定する。 建設コンサルタント登録規程第3条第1号の口の規定により大臣が認定した者(部門)。 <u>(注3)</u>	次のいずれかに該当する者。 技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士とし、技術部門を建設部門又は当該業務に関連する部門に限定する。 社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者。ただし、専門部門を技術士の技術部門(建設部門又は当該業務に関連する部門)と同等の専門部門に限定する。 大学卒13年、短大・高専卒15年、高校卒17年、技術士補4年の実務経験を有する者。 建設コンサルタント登録規程第3条第1号の口の規定により大臣が認定した者。ただし、専門部門を技術士の技術部門(建設部門又は当該業務に関連する部門)と同等の登録部門に限定する。
		500万円以上で難易度の高いもの 次のいずれかに該当する者。 技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士(部門等)とし、技術部門を限定する。ただし、選択科目は問わないものとする。 社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者(部門等)。ただし、専門部門を技術士の技術部門(当該業務に関連する部門)と同等の専門部門に限定する。 建設コンサルタント登録規程第3条第1号の口の規定により大臣が認定した者(部門)。ただし、専門部門を技術士の技術部門(当該業務に関連する部門)と同等の登録部門に限定する。
		500万円以上で極めて(超)難易度の高いもの 次のいずれかに該当する者。 技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士(部門等)とし、業務の内容に応じて選択科目を限定する。 社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者とし、業務の内容に応じて専門部門を限定する。 建設コンサルタント登録規程第3条第1号の口の規定により大臣が認定した者(部門)。

(注1): 土木設計業務に係る金額とします。

(注2): 技術士の技術部門、RCCMの専門部門及び大臣認定者の登録部門については、複数選択も可(平成14年3月20付け高土企起第95号の特記仕様書記載例から転記)

(注3): 技術士の技術部門及び選択科目、RCCMの専門部門、大臣認定者の登録部門については、複数選択も可(平成14年3月20付け高土企起第95号の特記仕様書記載例から転記)

別紙3 土木設計業務に関する技術士の総合監理部門の選択科目

技術部門	選 択 科 目		内 容
総合技術監理	建設	- 土質及び基礎	1 総合技術監理は、以下の内容 ・安全管理に関する事項 ・社会環境との調和に関する事項 ・経済性に関する事項 ・情報管理に関する事項 ・人的資源管理に関する事項
	建設	- 鋼構造及びコンクリート	
	建設	- 都市及び地方計画	
	建設	- 河川、砂防及び海岸・海洋	
	建設	- 港湾及び空港	
	建設	- 電力土木	
	建設	- 道路	
	建設	- 鉄道	2 選択科目の内容は、以下のとおり 各技術部門及び選択科目に対応した選択科目の内容と同一
	建設	- トンネル	
	建設	- 施工計画、施工設備及び積算	
	建設	- 建設環境	
	農業	- 農業土木	
	林業	- 林業土木	
	水産	- 水産土木	
	応用理学	- 地質	